

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 (2 0 1 7 年) 2 月 2 4 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する
 条例の一部を改正する条例

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例
 (平成27年3月町田市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表の2の表中

「

3,800	3,600
4,300	4,100
4,900	4,700
5,600	5,100
7,100	6,600
8,600	8,100
10,100	9,100
12,300	11,300
14,200	13,200
16,000	14,500
17,600	16,100
19,400	17,900
20,400	18,400
21,400	19,400
23,000	21,000
24,500	22,500
25,800	23,800
27,100	25,100
28,600	26,600

「

3,900	3,600
4,400	4,100
5,000	4,700
5,700	5,100
7,300	6,600
8,800	8,100
10,400	9,100
12,700	11,300
14,700	13,200
16,600	14,500
18,300	16,100
20,300	17,900
21,500	18,500
22,700	19,500
24,400	21,100
26,100	22,600
27,600	24,000
29,000	25,300
30,600	26,900

を に

30,300	28,300
31,600	29,600
33,100	31,100
34,700	32,700
36,400	34,400
37,200	35,200

32,500	28,700
33,900	30,100
35,600	31,700
37,300	33,400
39,200	35,300
40,200	36,200

」

」

改め、別表の3の表中

「

4,400	4,200
5,000	4,500
5,600	5,100
6,300	5,800
7,500	7,000
9,700	9,200
12,900	11,900
16,400	14,900
19,200	17,700
22,300	20,300
25,100	23,100
27,900	25,900
29,700	27,700
31,500	29,500
34,200	32,200
36,600	34,600

「

4,500	4,200
5,100	4,500
5,700	5,100
6,400	5,800
7,700	7,000
9,900	9,200
13,200	11,900
16,800	14,900
19,700	17,700
22,900	20,300
25,800	23,100
28,800	25,900
30,800	27,800
32,800	29,600
35,600	32,300
38,200	34,700

を

に

39,100	37,100
41,400	39,400
43,600	41,600
45,800	43,800
48,000	46,000
50,500	48,500
53,000	51,000
55,500	53,500
58,800	56,800

40,900	37,300
43,300	39,600
45,600	41,900
48,000	44,200
50,300	46,500
53,000	49,100
55,600	51,700
58,300	54,400
61,800	57,800

」

」

改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表（改正後）

別表（第3条関係）

1 略

2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額(円)		
階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者	
略	略	略	略	
略	A階層	略	略	
C	を除く	均等割のみ課税されている世帯	3,900	3,600
D-1	世帯で	所得割が12,000円未満の世帯	4,400	4,100
D-2	保育を	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	5,000	4,700
D-3	受ける	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	5,700	5,100
D-4	年度の	所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	7,300	6,600
D-5	市町村	所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	8,800	8,100
D-6	民税が	所得割が56,000円以上60,000円未満の世帯	10,400	9,100
D-7	右の区	所得割が60,000円以上68,000円未満の世帯	12,700	11,300
D-8	分に該	所得割が68,000円以上80,000円未満の世帯	14,700	13,200
D-9	当する	所得割が80,000円以上96,000円未満の世帯	16,600	14,500
D-10	世帯	所得割が96,000円以上116,000円未満の世帯	18,300	16,100
D-11		所得割が116,000円以上139,000円未満の世帯	20,300	17,900
D-12		所得割が139,000円以上162,000円未満の世帯	21,500	18,500
D-13		所得割が162,000円以上185,000円未満の世帯	22,700	19,500
D-14		所得割が185,000円以上208,000円未満の世帯	24,400	21,100
D-15		所得割が208,000円以上232,000円未満の世帯	26,100	22,600
D-16		所得割が232,000円以上258,000円未満の世帯	27,600	24,000
D-17		所得割が258,000円以上285,000円未満の世帯	29,000	25,300
D-18		所得割が285,000円以上313,000円未満の世帯	30,600	26,900
D-19		所得割が313,000円以上343,000円未満の世帯	32,500	28,700
D-20		所得割が343,000円以上373,000円未満の世帯	33,900	30,100
D-21		所得割が373,000円以上407,000円未満の世帯	35,600	31,700
D-22		所得割が407,000円以上441,000円未満の世帯	37,300	33,400
D-23		所得割が441,000円以上501,000円未満の世帯	39,200	35,300
D-24		所得割が501,000円以上の世帯	40,200	36,200

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表(改正後)

3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額(円)		
階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者	
略	略	略	略	
略	A階層	略	略	
C	を除く	均等割のみ課税されている世帯	4,500	4,200
D-1	世帯で	所得割が12,000円未満の世帯	5,100	4,500
D-2	保育を	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	5,700	5,100
D-3	受ける	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	6,400	5,800
D-4	年度の	所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	7,700	7,000
D-5	市町村	所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	9,900	9,200
D-6	民税が	所得割が56,000円以上60,000円未満の世帯	13,200	11,900
D-7	右の区	所得割が60,000円以上68,000円未満の世帯	16,800	14,900
D-8	分に該	所得割が68,000円以上80,000円未満の世帯	19,700	17,700
D-9	当する	所得割が80,000円以上96,000円未満の世帯	22,900	20,300
D-10	世帯	所得割が96,000円以上116,000円未満の世帯	25,800	23,100
D-11		所得割が116,000円以上139,000円未満の世帯	28,800	25,900
D-12		所得割が139,000円以上162,000円未満の世帯	30,800	27,800
D-13		所得割が162,000円以上185,000円未満の世帯	32,800	29,600
D-14		所得割が185,000円以上208,000円未満の世帯	35,600	32,300
D-15		所得割が208,000円以上232,000円未満の世帯	38,200	34,700
D-16		所得割が232,000円以上258,000円未満の世帯	40,900	37,300
D-17		所得割が258,000円以上285,000円未満の世帯	43,300	39,600
D-18		所得割が285,000円以上313,000円未満の世帯	45,600	41,900
D-19		所得割が313,000円以上343,000円未満の世帯	48,000	44,200
D-20		所得割が343,000円以上373,000円未満の世帯	50,300	46,500
D-21		所得割が373,000円以上407,000円未満の世帯	53,000	49,100
D-22		所得割が407,000円以上441,000円未満の世帯	55,600	51,700
D-23		所得割が441,000円以上501,000円未満の世帯	58,300	54,400
D-24		所得割が501,000円以上の世帯	61,800	57,800

備考 略

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表（改正前）

別表（第3条関係）

1 略

2 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額(円)		
階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者	
略	略	略	略	
略	A階層	略	略	
C	を除く	均等割のみ課税されている世帯	3,800	3,600
D-1	世帯で	所得割が12,000円未満の世帯	4,300	4,100
D-2	保育を	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	4,900	4,700
D-3	受ける	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	5,600	5,100
D-4	年度の	所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	7,100	6,600
D-5	市町村	所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	8,600	8,100
D-6	民税が	所得割が56,000円以上60,000円未満の世帯	10,100	9,100
D-7	右の区	所得割が60,000円以上68,000円未満の世帯	12,300	11,300
D-8	分に該	所得割が68,000円以上80,000円未満の世帯	14,200	13,200
D-9	当する	所得割が80,000円以上96,000円未満の世帯	16,000	14,500
D-10	世帯	所得割が96,000円以上116,000円未満の世帯	17,600	16,100
D-11		所得割が116,000円以上139,000円未満の世帯	19,400	17,900
D-12		所得割が139,000円以上162,000円未満の世帯	20,400	18,400
D-13		所得割が162,000円以上185,000円未満の世帯	21,400	19,400
D-14		所得割が185,000円以上208,000円未満の世帯	23,000	21,000
D-15		所得割が208,000円以上232,000円未満の世帯	24,500	22,500
D-16		所得割が232,000円以上258,000円未満の世帯	25,800	23,800
D-17		所得割が258,000円以上285,000円未満の世帯	27,100	25,100
D-18		所得割が285,000円以上313,000円未満の世帯	28,600	26,600
D-19		所得割が313,000円以上343,000円未満の世帯	30,300	28,300
D-20		所得割が343,000円以上373,000円未満の世帯	31,600	29,600
D-21		所得割が373,000円以上407,000円未満の世帯	33,100	31,100
D-22		所得割が407,000円以上441,000円未満の世帯	34,700	32,700
D-23		所得割が441,000円以上501,000円未満の世帯	36,400	34,400
D-24		所得割が501,000円以上の世帯	37,200	35,200

町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例新旧対照表(改正前)

3 法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する支給認定子どもにおける利用者負担額表

保育を受ける子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額の月額(円)		
階層区分	定義	保育標準時間認定者	保育短時間認定者	
略	略	略	略	
略	A階層	略	略	
C	を除く	均等割のみ課税されている世帯	4,400	4,200
D-1	世帯で	所得割が12,000円未満の世帯	5,000	4,500
D-2	保育を	所得割が12,000円以上30,000円未満の世帯	5,600	5,100
D-3	受ける	所得割が30,000円以上48,600円未満の世帯	6,300	5,800
D-4	年度の	所得割が48,600円以上52,000円未満の世帯	7,500	7,000
D-5	市町村	所得割が52,000円以上56,000円未満の世帯	9,700	9,200
D-6	民税が	所得割が56,000円以上60,000円未満の世帯	12,900	11,900
D-7	右の区	所得割が60,000円以上68,000円未満の世帯	16,400	14,900
D-8	分に該	所得割が68,000円以上80,000円未満の世帯	19,200	17,700
D-9	当する	所得割が80,000円以上96,000円未満の世帯	22,300	20,300
D-10	世帯	所得割が96,000円以上116,000円未満の世帯	25,100	23,100
D-11		所得割が116,000円以上139,000円未満の世帯	27,900	25,900
D-12		所得割が139,000円以上162,000円未満の世帯	29,700	27,700
D-13		所得割が162,000円以上185,000円未満の世帯	31,500	29,500
D-14		所得割が185,000円以上208,000円未満の世帯	34,200	32,200
D-15		所得割が208,000円以上232,000円未満の世帯	36,600	34,600
D-16		所得割が232,000円以上258,000円未満の世帯	39,100	37,100
D-17		所得割が258,000円以上285,000円未満の世帯	41,400	39,400
D-18		所得割が285,000円以上313,000円未満の世帯	43,600	41,600
D-19		所得割が313,000円以上343,000円未満の世帯	45,800	43,800
D-20		所得割が343,000円以上373,000円未満の世帯	48,000	46,000
D-21		所得割が373,000円以上407,000円未満の世帯	50,500	48,500
D-22		所得割が407,000円以上441,000円未満の世帯	53,000	51,000
D-23		所得割が441,000円以上501,000円未満の世帯	55,500	53,500
D-24		所得割が501,000円以上の世帯	58,800	56,800

備考 略